

令和6年度有価証券報告書レビューの 審査結果及び審査結果を踏まえた 留意すべき事項等並びに課題対応にあたって 参考となる開示例集について(中編)

金融庁 企画市場局 企業開示課

課長補佐 岡村 健史 専門官 南 貴士 専門調査員 伊藤 典弘

前編(No.3698・29頁)では、サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題及び留意事項等についてご紹介しましたが、今回は、従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示並びに訂正内部統制報告書の記載事項の主な課題及び留意事項等についてご紹介します。

3. 従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示の 主な課題及び留意事項等

令和6年度の法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果、従業員の状況及びコーポレー

ト・ガバナンスの状況等の開示について、前年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が当年度においても複数の審査対象会社で識別されました。また、当年度において新たな課題も識別されました。識別された主な課題は図表12及び図表13に記載の通りです。なお、当年度において新たに識別された課題については下線を付しております。

以下、それぞれの主な課題について、事例を交えて、課題となる事項及び留意事項等についてご説明します。

【図表12】 従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題(1/2)

主な課題	
有価証券報告書	第一部 企業情報 第1 企業の概況 ● 従業員の状況等 第2 事業の状況 ● 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ● サステナビリティに関する考え及び取組 ● 事業等のリスク ● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 ● コーポレート・ガバナンスの状況等 第5 経理の状況 ● 連結財務諸表、財務諸表等
	① 女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない
	② 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない
	③ 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない
	④ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない
	⑤ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

【図表13】従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示の主な課題(2/2)

主な課題	
有価証券報告書	第一部 企業情報 第1 企業の概況 ● 従業員の状況 等 第2 事業の状況 ● 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ● サステナビリティに関する考え方及び取組 ● 事業等のリスク ● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 ● コーポレート・ガバナンスの状況等 第5 経理の状況 ● 連結財務諸表、財務諸表 等
	⑥ 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある
	⑦ 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である
	⑧ 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている
	⑨ 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

①女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない

i. 課題となる事項

【図表14】女性管理職比率について課題のある事例

課題のある事例
(実際の開示例を元に加工)
【従業員の状況】 (略) (管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異) 管理職に占める女性労働者の割合 20.0%(注1) (注1)管理職とは、組織管理の職責を担う者としており、課長代理以上の職位にある者としております。

女性管理職比率に関する計算方法や定義については、女性活躍推進法の定めに従うこととされています。女性活躍推進法における女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」(厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 令和4年9月15日)では、一般的に、「課長代理」と呼ばれている者は、「管理職」とは見なされないとされています。上記の開示例では、当該会社は、女性管理職比率に関連して「管理職」とは課長代理以上の職位にある者としている旨を記載しており、会社への質問等の

結果、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行っていないことが判明しました。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」では、「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計をいうとされています。また、「課長級」とは、①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)のものの長、または②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)のいずれかに該当する者を指すとされていることにご留意ください。

「課長級」であるか否かについては、まず名称や係の数、構成員の人数等で形式的に要件(①)に該当するか否かを判断し、その上で、形式的な要件に該当しない場合は、②に該当する

可否かを、実態に即して事業主が判断することとして差し支えないとされています。ただし、一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされないとされています。また、「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、(a)事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は(b)同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者を指すとされていますので、これらの者を管理職に含めて女性管理職比率を算出することのないようご注意ください。

②取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない

i. 課題となる事項

【図表15】取締役会等の活動状況について課題のある事例

課題のある事例
(実際の開示例を元に加工) 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (略) (コーポレート・ガバナンスの概要) 原則として毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催する方針であり、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び経営の重要事項について報告・審議及び決定を行っております。

開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54) i では、提出会社の取締役会等の活動状況として、開催頻度、具体的な検討内容、及び個々の取締役等の出席状況について、それぞれ当事業年度における実績を記載することが求められています。上記の開示例では、会社は取締役会の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の取締役の出席状況について、方針は記載しているものの、それぞれ当事業年度における実績を記載しておらず、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

同記載上の注意(54) i では、当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められています。

また、同府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載することが求められています。

これらの機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められていることにご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

具体的な検討内容には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることにご留意ください。

③内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない

i. 課題となる事項

【図表16】 内部監査による直接報告について課題のある事例

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (略) (内部監査の状況) 内部監査については、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を配置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施しております。 内部監査人と監査役会及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有・報告を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、連携して改善状況を監督又は確認しております。
--

開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、内部監査の実効性を確保するための取組(内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められています。上記の開示例では、当該会社は監査役会に対する直接報告を行う仕組みについては記載しているものの、取締役会に対して直接報告を行う仕組みの有無について記載しておらず、適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけでなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められていることにご留意ください。なお、直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することにご留意ください。

④政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない

⑤政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

i. 課題となる事項

【図表17】 政策保有株式について課題のある事例 (1/3)

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋) (略) (保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式) ・保有方針 保有先企業との事業上の関係維持・強化等を目的として株式を保有しております。 (略) ・特定投資株式の銘柄ごとの保有目的 営業上の取引関係の維持・強化
--

開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)の銘柄ごとの開示においては、保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)等を具体的に記載することが求められています。会社への質問等の結果、当該銘柄の保有目的は、株式の持合いを通じた安定株主の確保と営業上の取引関係の維持・強化にあることが判明しました。上記の開示例では、安定株主の確保の目的について記載していません。また、保有目的が営業上の取引関係の維持・強化にあるにもかかわらず、営業上の取引の概要を具体的に記載していません。このため当該開示は適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を具体的に記載することが求められています。また、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載することが求められていることにご留意ください(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58))。

また、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められていることにご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

政策保有株式については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、縮減を進める方が望ましいという考え方があります。一方、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、当該株式を保有する会社の企業価値向上に寄与し得るという点で意義があり、一律に保有が否定されるものではないという考え方もあります。

政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、当該株式の保有が企業価値向上に具体的にどのようにつながるのかの観点を含めて、具体的に記載することが投資者の適切な投資判断にとって有用であると考えられます。特に、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、投資者による適切な投資判断に

資するという観点から、保有目的をより具体的に記載することが望ましいと考えられます。

また、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、政策保有株式全体の保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて開示することを示しており、単なる財務報告のセグメント単位や、「事業取引」・「金融取引」といった大括りでの説明や、「企業間取引の維持・強化のため」・「地域発展への貢献」という記載では抽象的で不十分であることを示しています。

また、投資者が政策保有株式の保有目的が達成されているかを判断するうえで、政策保有株式の議決権行使の考え方・基準や議決権行使の結果(賛成票や反対票を投じた割合等)について開示することが望ましいと考えられます。

⑥取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

⑦銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

i. 課題となる事項

【図表18】政策保有株式について課題のある事例(2/3)

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋)

(略)

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

・保有の合理性を検証する方法

当社は、保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告するとともに、保有から3年経過した時点で、当初期待した効果が得られないと判断した場合は、売却することを原則とします。

(略)

・特定投資株式の銘柄ごとの定量的な保有効果

当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。保有の合理性については、上記「保有の合理性を検証する方法」に記載した方法で検証しています。

開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)について、提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載することが求められています。また、銘柄ごとの開示において、定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法を具体的に記載することが求められています。上記の開示例では、会社は、保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告している旨を記載していますが、会社への質問等の結果、会社は保有効果の検証を取締役に報告しておらず、開示と実態に乖離があることが判明しました。また、銘柄ごとの開示において保有の合理性を検証した方法を具体的に記載しておらず、検証方法の具体的な内容を読み取ることができません。このため当該開示は適切ではないと考えられます。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

政策保有株式の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について記載する際には、実態に基づいて適切に記載する必要があることにご留意ください。

また、開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、銘柄ごとの開示において、提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)を具体的に記載することが求められていることにご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

定量的な保有効果の記載が困難な場合に、定量的な保有効果を何も開示しないような事例が見受けられますが、投資者の投資判断にできるだけ有用な情報を提供するという観点からは、定量的な保有効果のうち記載が困難な部分以外については、可能な限り記載することが望ましいと考えられます。

「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、定量的な保有効果の記載が困難な場合に、どのような点で定量的な測定が困難だったかについて具体的に記載することや、仮に営業機密を理由とする場合でも、どのような点が営業機密となるか等について記載することを示しています。

また、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法については、実態に応じて、検証に使用している具体的な指標及びその定義・算定式なども含めて、具体的に記載することが望ましいと考えられます。「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」では、政策保有株式の保有の合理性の検証方法については、純投資目的の株式の評価のように、時価(含み益)や配当金による検証だけでなく、事業投資の評価と同様に、事業の収益獲得への貢献度合いを検証するなど別途の検証が求められることを示していますが、投資者の投資判断にとっての有用性の観点からは、これらの検証方法について具体的に記載することが考えられます。

⑧政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

⑨政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

i. 課題となる事項

【図表19】政策保有株式について課題のある事例
(3/3)

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工) 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (略) (株式の保有状況) 当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、提出会社の当事業年度に係る貸借対照表に計上されている「投資株式」のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)の区分の基準や考え方を記載することが求められています。また、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあられる場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載することが求められています。

上記の開示例では、会社は「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式

については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類していると記載しています。一方、当該会社への質問等の結果、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、一部の政策保有株式に関して、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例が認められました。また、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には売却に取り組む予定は長期間なく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例も認められました。

ii. 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項

令和7年1月に開示府令及び開示ガイドラインが改正されており、これらの改正は令和7年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。開示府令の改正では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限る)について、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的の変更年度、並びに保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示が求められています。また、開示ガイドラインの改正では、純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されています。これらに従い、適切な開示を行う必要があることにご留意ください。

また、純投資目的とは、専ら株式の価値の変

動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることを言います(開示ガイドライン5-19-3-2)。このため、投資株式の保有目的に、例えば、取引関係の維持・強化や安定株主の確保などの純粋な純投資目的以外の目的も含まれている場合には、純投資目的の株式ではなく、純投資目的以外の目的の株式(いわゆる政策保有株式)として区分したうえで、その保有目的の内容を、投資者が理解できるように、具体的に記載することが求められることにご留意ください。

iii. 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間(1年以上)売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性もあることにご留意ください。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」(開示府令第3号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)a)等と併せて開示することが考えられます。

また、純投資目的の株式の区分について、実態が伴っていることを明らかにする観点から、純投資目的の株式の運用体制について記載することが考えられます。運用体制を記載する際には、例えば、運用を担当している部署名や運用担当部署が営業部門から独立しているかどうか

(株式の売買の前に営業部門に確認等が必要かどうか)などを含めて、記載することが考えられます。

コラムー「売らせない圧力」

当年度における有価証券報告書の政策保有株式関連の開示に関する審査の過程で、政策保有株式の発行会社が、主に発行会社の安定株主の確保を理由に、政策保有株式の保有会社に対して、発行会社と保有会社間の既存の取引の縮減を示唆することなどにより政策保有株式を売らせないように圧力をかけている事例が複数識別されました。審査の過程で複数の政策保有株式の保有会社にヒアリングを行ったところ、保有会社によって状況は異なりますが、発行会社から売らせない圧力を受ける割合は概ね銘柄数ベースで5%~40%程度でした。これらについては政策保有株式の縮減の妨げとなっているとの声がありました。

東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、補充原則1-4①において、「上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。」としており、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社がこれをコンプライしない場合には、コンプライしない理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載(エクスプレイン)することが求められています。「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2023(データ編)」によると、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社の補充原則1-4①に対するコンプライ率は99.8%となっています。

仮に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書上は、政策保有株式の売却を妨げるべきではないとの補充原則をコンプライしていると対

外的に公表しているにもかかわらず、担当者レベルで圧力をかけていたり、経営層の指示のもと会社として組織ぐるみで圧力をかけているような実態がある場合には、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を損なうとともに、ガバナンスの観点からも重大な問題がある可能性があると考えられます。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書においては、コーポレートガバナンス・コードの対応状況が開示されています。そのため、一般に、政策保有株式の縮減の交渉を進めるにあたっては、交渉当事者双方で、補充原則1-4①の政策保有株式の売却を妨げない方針を確認し合うことが望ましいと考えられます。また、有価証券報告書において政策保有株式の売却を妨げない方針を開示している事例があります。このように会社としての方針を有価証券報告書などの媒体を通じて公に表明することは、政策保有株式の縮減に向けた環境整備の観点から、有益であると考えられます。

有価証券報告書における政策保有株式の売却を妨げない方針の開示例について令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集に掲載しているので、ぜひ参考にしてください。

4. 訂正内部統制報告書の記載事項の主な課題及び留意事項等

令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて、法令改正関係審査の一環として、訂正内部統制報告書における記載事項について審査を実施した結果、訂正内部統制報告書における「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」の記載に関して「経営者による財務報告にかかる内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続に関する記載がない又は不明瞭である」という課題が複

数の審査対象会社で識別されました。

改正内部統制府令では、訂正内部統制報告書に「訂正の対象となる内部統制報告書の提出日」、「訂正の理由」及び「訂正の箇所及び訂正の内容」を記載し、訂正の対象となる内部統制報告書に「財務報告に係る内部統制は有効である」旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない」旨を記載するときは、訂正内部統制報告書の「訂正の理由」として、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」について記載することが求められています。また、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)では、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」については、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載することに留意するとしています。

改正内部統制府令の施行日以降に提出された一部の訂正内部統制報告書における記載事項について審査を行った結果、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」として、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかについて記載していない事例が複数認められま

した。

「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」については、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における経営者による財務報告にかかる内部統制の「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかど

うか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載することにご留意ください。

今回は、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集についてご紹介します。